

○国民健康保険直営松浦市立福島診療所指定認知症対応型共同生活介護事業運営規程

令和6年3月21日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、国民健康保険直営松浦市立診療所設置条例（平成18年松浦市条例第105号）に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 事業を行う事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 松浦市立福島診療所認知症グループホームふくしん

(2) 位置 松浦市福島町塩浜免2944番地21

(事業の目的)

第3条 この事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症介護サービス」という。）を提供することにより、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第4条 事業の運営に当たっては、要介護者又は要支援者であって認知症を有する高齢者の共同生活において、家庭的な環境の下で利用者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身及び生活機能の維持並びに向上に努めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人 職員の管理、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行うとともに、職員に必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1人以上 利用者の状況に応じた認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症介護計画」という。）を作成する。

(3) 介護職員 4人以上 利用者の日常生活の介護及び援助を行う。

(4) 看護職員 1人以上 利用者の健康管理及び職員への指導を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9人とする。

(認知症介護サービスの内容)

第7条 認知症介護サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活上の世話

(3) 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援

(4) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等

- (5) 機能訓練
- (6) 相談・援助

(短期利用共同生活介護)

第8条 事業所は、空いている居室を利用し、短期間の認知症介護サービス（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供することができる。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は、一の共同生活住居につき1人とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用は、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿って当事業所の介護支援専門員が作成した認知症介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 事業者は、入居者が入院等により長期にわたり不在となる場合は、当該入居者又はその家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室として利用することができる。この場合、短期利用共同生活介護の利用者が、入居期間中の居室に係る費用を負担するものとする。

(利用料等)

第9条 認知症介護サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものの額とし、当該認知症介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、その利用者から利用料の一部として、当該認知症介護サービスに係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業所に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額を受けるものとする。

- 2 前項のほか、次に掲げる費用について、次の各号に定める額の支払いを利用者から受けるものとする。
 - (1) 入居料 1, 200円/日
 - (2) 食材料費（おやつ代含む。） 1, 000円/日
 - (3) 管理費 500円/日
 - (4) 理美容代 実費
 - (5) おむつ代 実費
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、その他認知症介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費相当額

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(利用手続)

第10条 認知症介護サービスの利用を申請する者は、別に定める利用申請書を管理者に提出するものとする。

- 2 管理者は、主治医の診断書等により、当該申請者が認知症を有する者であることを確認しなければならない。

3 管理者は、認知症介護サービスの提供の開始を決定した場合は、別に定める利用決定通知書を交付する。

(認知症介護計画の作成)

第11条 事業所は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、認知症介護サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な認知症介護サービスの内容を記載した認知症介護計画を作成しなければならない。

2 前項の認知症介護計画の作成、変更の際には利用者又はその家族に対しその内容を説明し、同意を得なければならない。

(認知症介護サービスの提供に関する説明と同意)

第12条 事業所は、認知症介護サービスの提供に際して、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他認知症介護サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者又は申込者の同意を得たうえで、別に定める契約書により契約を締結するものとする。

(受給資格の確認)

第13条 事業所は、認知症介護サービスの提供に際して、被保険者証の提示を受け、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間を確認するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第14条 通常の事業の実施地域は、松浦市の区域とする。ただし、利用者の必要に応じて通常の地域を越えて事業を実施できるものとする。

(認知症介護サービスの利用に当たっての留意事項)

第15条 認知症介護サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(2) 自傷他害のおそれがないこと。

(3) 常時医療機関において治療する必要があること。

(損害賠償)

第16条 事業所は、認知症介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第17条 利用者は、故意又は過失によって施設及び備品等に損害を与え、又は無断で施設及び備品等の形状を変更したときは、その損害を賠償し、又は原状に復する責を負うものとする。

2 前項の損害賠償の額は、市長が特別の事情があると認めたときは、全部又は一部を減免することができる。

(秘密保持)

第18条 職員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職員が退職した以後も同様とする。

(苦情処理)

第19条 管理者は、提供した認知症介護サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調

査、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(運営推進会議)

第20条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議の設置、運営等に関する事項については、別に定める。

(緊急時における対応方法)

第21条 事業所は、認知症介護サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が発生した場合は、身元引受人又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第22条 事業所は、災害事故防止と利用者の安全確保に努め、非常災害の発生時において、利用者に対する認知症介護サービスの提供を継続的に実施するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回避難訓練及び救出その他必要な訓練を行うものとする。

5 前項の訓練に当たっては、地域住民の協力体制が確保されるよう努めるものとする。

(職員研修)

第23条 事業所は、認知症介護サービスの質の向上を図るため、適時適切に研修の機会を確保するものとする。

(記録の整備)

第24条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。ただし、職員に関する記録のうち、職員の勤務体制についての記録及び会計に関する記録のうち、介護報酬を請求するために審査支払機関に提出した書類は、5年間保存しなければならない。

2 事業所は、利用者に対する認知症介護サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 認知症対応型共同生活介護計画 2年

(2) 第7条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 5年

(3) 第25条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 2年

(4) 第19条に規定する苦情の内容等の記録 2年

(5) 第16条に規定する事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録 2年

(6) 第20条に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 2年

(身体拘束等の制限)

第25条 事業所は、原則として、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、認知症介護サービスを提供するにあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

2 前項の身体拘束を行う場合は、身体拘束に係わる会議等において検討し、利用者本人や家族に対して、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明して十分な理解を得るものとする。

(虐待の防止)

第26条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所はサービスの提供中に、職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに通報するものとする。

(衛生管理等)

第27条 事業所は、認知症介護サービスに使用する備品・器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施するとともに常に衛生管理及び感染症発生時における事業継続計画に基づく対策を行うものとする。

2 事業所は、職員に対して衛生管理及び感染症、その他必要な知識及び技術の習得に努めさせるものとする。

3 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力するものとする。

(ハラスメントの防止及び対応)

第28条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、職員が利用者又はその利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者又はその利用者の家族等が事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。

(補則)

第29条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

